

官民境界確定申請マニュアル

令和元年 11 月1日

滋賀県 土木交通部

目次

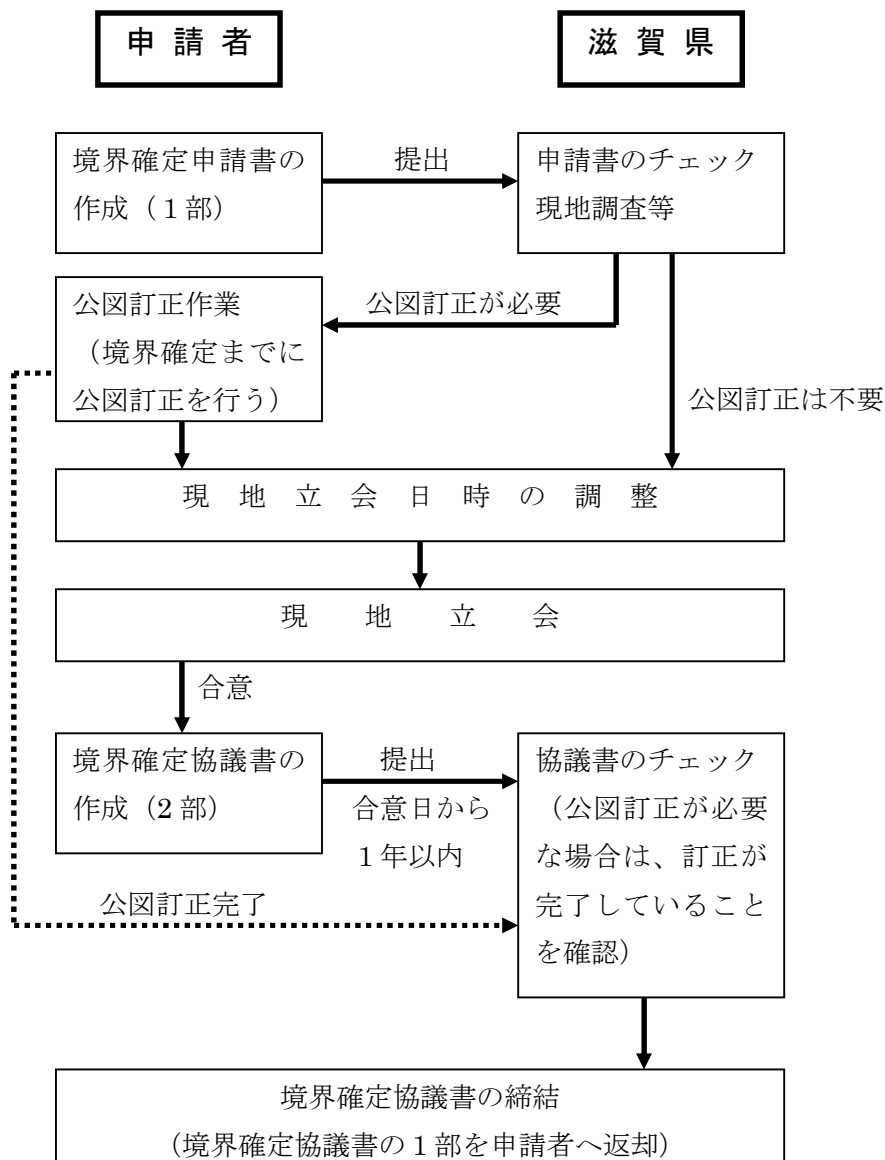
1. 官民境界の確定とは	… P	1
2. 官民境界確定までの流れ	… P	1
3. 官民境界確定申請書	… P	2
4. 境界立会	… P	4
5. 境界確定協議書	… P	5
6. 申請の取り下げ	… P	6
7. 協議済証明書の交付	… P	6
8. 公図訂正の同意	… P	6
9. 14条地図が備え付けられている場合の取り扱い	… P	7
・様式	… P	8
・チェックリスト	… P	17

1. 官民境界の確定とは？

- 官民境界の確定とは、滋賀県が管理する一級河川、砂防設備、指定区間外国道（以下、「国道」という。）および県道の用に供する国土交通省所管の国有地または県有地等（以下「官地」という。）と、これに隣接する土地との所有権又は公物管理権の境界を確定する契約行為である。また、契約行為であるため関係者の合意が得られない場合には不調となり境界は確定出来ない。

2. 官民境界確定までの流れ

- 申請者は、境界確定までに官民境界確定申請書（様式第1号）と境界確定協議書（様式第4号）の2種類の書類を提出しなければならない。



境界確定協議書の提出期限と境界確定申請書の返却

- ・境界確定協議書の提出期限は現地立会で合意が得られてから1年以内とする。
- ・1年経過した後も確定協議書の提出がない場合や現地立会で不調となった場合で境界確定作業が停止している場合は、境界確定申請書を申請者に返却する。

3. 官民境界確定申請書

① 申請書の提出（様式第1号）

- 1) 提出部数は1部とする。
- 2) 提出までに事前に県担当者と協議を行っておくことが望ましい。
- 3) 「官民境界確定申請書チェックリスト」を参照し、申請書を作成すること。

② 申請者および添付書類

1) 申請者

申請者は、原則として隣接する土地所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

ア 法人が土地所有者の場合は代表者。ただし、法人が解散または倒産した場合は、清算人または管財人とする。（証明する書類を添付すること）

イ 共有地の場合は、原則として共有者全員。ただし、やむを得ない場合は共有者のうち1名でも申請可能とするが、境界確定協議書には、共有者全員の押印を必要とする。

ウ 土地所有者が死亡している場合は、原則として相続人全員。ただし、やむを得ない場合には、相続人のうち1人でも申請可能とするが、境界確定協議書には、相続人全員の押印を必要とする。

エ 土地所有者が未成年者や成年被後見人などの制限行為能力者の場合は、法定代理人（親権者・後見人など）とし、申請書には法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者を記名のうえ法定代理人が併記押印して申請するものとする。

オ 特例

公共事業施行のため境界確定を必要とする場合は、施行主体の国、地方公共団体、その他公的機関（以下、「公的機関」という。）が地権者に代わって申請することができる。

なお、公的機関は次のとおりとする。

例：土地改良区・公社・公団・独立行政法人 等

2) 添付書類

以下の全ての書類を添付する。

ア 位置図

縮尺は 1/2500 から 1/10000 程度で、周辺の建物、地形、方位等が記入されたものに申請箇所を明示したもの。

イ 公図写し

法務局備付けの情報から、申請箇所およびその隣接地の全てを含む広い範囲を確認したものに字名を記入し、次に掲げる事項を記入したもの。

- ア) 申請箇所を黄色で着色し、申請線を赤色により明示
- イ) 方位、縮尺
- ウ) 当該公図の確認年月日（提出の 3 か月以内）および確認者の記名、押印。
- エ) 字界の場合は隣接字の公図
- オ) 公図が複数枚になる場合は合成公図

ウ 地積測量図

申請箇所および隣接箇所の地積測量図は法務局に備え付けられている限り、提出必要。

エ 現況平面図

縮尺は 1/100 から 1/500 までの間で、現況を表示するのに適当なものとし、国土交通省公共測量作業規定の地形図編を参考に、国土基本図図式に則って作成した図面に、申請箇所ならびにその周辺の地形および地上物件を表示し、次に掲げる事項を記入したもの。

- ア) 縮尺および方位
- イ) 申請箇所・隣接箇所の地番および土地所有者名
- ウ) 測量者の資格、氏名および押印
- エ) 申請者の主張する境界線を朱書きにより表示
- オ) 法定の道路、一級河川または砂防河川（砂防設備）の名称
- カ) 横断図面の横断線
- キ) 既確定線

オ 横断図

ア) 縮尺は 1/50 から 1/100 までの間で、地形に応じて必要な個所について作成し、地番を記入したもの。

- イ) 測量者の資格、氏名および押印
- ウ) 申請者の主張する境界線を朱書きにより表示
- エ) 作成した箇所を平面図に明示
- オ) 原則として、施設全幅の横断図とする。

カ 隣接土地一覧表（様式第 2 号）

- ア) 登記簿のとおり記載する。
- イ) 官地の隣接土地のすべて、すなわち境界確定申請に、利害関係を有する土地について、申請者、申請者以外の者の所有地を含めて記載する。なお、公図には記載されていない地番の土地登記簿が存在する可能性があるため、調査は慎重に行うこと。
- ウ) 申請地番についても記載し、黄色で着色する。
- エ) 実測面積が明らかなものについては備考欄にその面積を記載する。
- オ) 確認年月日（提出の3か月以内）および確認者の記名、押印

キ 登記事項証明書

申請者所有地の登記事項証明書を添付。

ク その他

ア) 相続関係書類

登記事項証明書に記載されている土地所有者が死亡し、所有権移転登記の手続きがなされていないときは、相続関係図および遺産分割協議書等を添付。

イ) 住民票等

土地登記簿記載の土地所有者の住所が現住所と異なるときは、住所沿革が判明できる資料（住民票、戸籍の附票、法人登記簿等）を添付。

ウ) 委任状（様式第3号）

境界確定申請等の業務にあたって委任行為を行おうとする場合に添付。

エ) その他知事が必要と認める書類

③ 立会日時設定

申請者は関係者と立会日時を調整する。立会日時は最終的に県において決定し、申請者へ連絡する。

- ・ 立会日は原則として平日に設定する。
- ・ 申請者は、利害関係者の立会依頼、既確定線や丈量図、地積測量図等の現地復元など、立会までに行うべきことを実施する。

4. 境界立会

出席者は県担当者、申請者（＝隣接土地所有者、受任者を含む。）、申請地の両隣の所有者、自治会関係者（自治会長、水利組合長、農業組合長等）、関係機関（市・土地改良区等）とする。

協議終了時に協議内容の最終確認を行うとともに、引照点や図面の作成方法等について必要な事項を確認する。

協議が終了したら境界杭等を設置し、結果を境界確定協議書（平面図・写真など）に反映する。

5. 境界確定協議書

① 境界確定協議書の提出（様式第4号）

- 1) 提出部数は2部（正・副）とする。
- 2) 提出までに事前に県担当者と内容確認を行っておくことが望ましい。
- 3) 「境界確定協議書チェックリスト」を参照し、協議書を作成すること。

② 添付書類 … 可能な範囲で電子データの提出を行う。

以下の全ての書類を添付する。

1) 印鑑証明書

申請者の押印は実印で行う。申請者が法人である場合は法人の代表者事項証明書および印鑑証明書を、共有地の場合は共有者全員の印鑑証明書を、土地所有者が死亡していて遺産分割協議ができていない場合は相続人全員の印鑑証明書を添付。

申請者が公的機関の長の場合、印鑑証明書の添付を省略できる。その場合、隣接土地所有者（乙）欄に公共事業施行者として押印が必要。ただし、土地改良区はこの場合に該当しない。なお、印鑑証明書は有効期限が3か月であることにも注意。

2) 承諾書（様式第5号）

承諾者の住所を記載し、署名押印。ただし、法人は代表印、自治会または区を代表する者は職印とすることを原則とする。（自治会長、水利組合町、農業組合長等が立会や承諾書への押印を拒否した場合、その経過を説明する文書を添付のこと）

承諾書について、申請者は押印を省略することができる。

3) 位置図

官民境界確定申請書に準じる。

4) 公図写し

官民境界確定申請書に準じる。

5) 現況平面図

官民境界確定申請書に準じて作成し、次の事項を追加する。

- ア 境界線は朱書きとし、「官民境界確定線」と明示する。
- イ 既確定の境界線は緑色とし、確定日、確定番号を記入する。
- ウ 境界線が復元できるよう、境界杭等と近傍の恒久的地物（精度に問題のある箇所は不可、以下「引照点」という。）との距離、角度等の位置関係、引照点の詳細説明図を記入する。
- エ 境界杭や各点間距離を明示する。

6) 横断図

官民境界確定申請書に準じて作成し、次の事項を追加する。

- ア 境界線は朱書きとし、「官民境界確定線」と明示する。
- イ 既確定の境界線は緑色とする。
- ウ 構造物等からの距離を記入する。

7) 隣接土地一覧（様式第2号）

官民境界確定申請書に準じる。

8) 測量図等

直角座標法で測量するのを原則とし、測点図や座標一覧表等を添付。

（座標は原則として世界測地系による。）

9) 写真（必要に応じて添付する）

ア 境界杭等の設置が確認できる写真

イ 引照点の写真

6. 申請の取り下げ

何らかの理由で申請の取り下げが必要となった場合は、任意の様式により取り下げ申請を行う。

7. 協議済証明書の交付

申請者は土地所有者もしくはその相続人に限る。

① 申請書の提出（様式第6号）

1) 提出部数は2部とする。

2) 実印を押印する。

② 添付書類

以下の全ての書類を添付する。

- ・位置図（縮尺は1/2,500から1/10,000までの間）
- ・申請箇所を明示（着色）した法務局備え付け図面、公図
- ・登記事項証明書（申請地一筆につき1通）
- ・申請者の印鑑証明書（法人においては資格・印鑑証明書）
- ・その他知事が必要と認めた書類（住所表示変更証明、地積測量図、相続関係図等）

③ 留意事項

- ・協議済証明書の添付書類として交付できるのは、表紙、公図、平面図、横断図、測点図、座標値のみ。承諾書、隣接土地一覧表、その他は交付できない。

8. 公図訂正の同意

① 申請書の提出（様式第7号）

提出部数は1部とする。

② 添付書類

以下の全ての書類を添付する。

- ・知事が同意をする書類
- ・各隣接土地所有者およびその他利害関係人の同意書写し
- ・訂正前後の公図

- ・位置図
- ・隣接土地一覧表（様式第2号）
- ・枝番の土地の場合は分筆経過説明図
- ・その他知事が必要と認めた書類

9. 14条地図が備え付けられている場合の取り扱い

○境界立会申請

不動産登記法第14条地図（以下「14条地図」という。）の地域内にある官地に隣接する土地の所有者が自己の所有地との境界立会を求めるときは、境界立会を申請することができる。

1) 申請書の提出 **[部数：1部]**（様式第8号）

2) 添付書類

以下の全ての書類を添付する。

- ア 申請箇所を明示（着色）した位置図
縮尺は1/2,500から1/10,000までの間
- イ 申請箇所を明示（着色）した14条地図の写し
- ウ 申請者所有地および公共物の登記事項証明書
地番の表示された土地である場合は、添付する。
- エ その他知事が必要と認める書類

3) 立会証明書の交付

現地での立会において、現地と14条地図とに相違がなかった場合には、申請者は立会証明書を提出する。

ア 立会証明書の提出 **[部数：2部]**（様式第9号）

イ 添付（合綴）書類

- ・位置図
申請書に準じる。
- ・申請箇所を明示（着色）した14条地図の写
- ・土地を分筆地積測量しようとする場合は、地積測量図

様式第1号

官民境界確定申請書

令和 年 月 日

道路管理者
河川管理者
砂防設備管理者
滋賀県知事

様

住 所

氏 名
(または名称)
連絡先

印

私所有の下記土地と滋賀県が管理する公共用財産との境界を確認いただきたいので申請します。

記

1 物件の表示

官 地
隣接土地

2 申請の目的

3 その他参考となるべき事項

延長	道路	国道・県道	号・線	m
	河川	一級河川	川	m
	その他			m
		合計		m

4 添付書類

- (1) 位置図 1/2,500~1/10,000
- (2) 公図写し
- (3) 地積測量図
- (3) 現況平面図 1/100~1/500
- (4) 横断図 1/50~1/100
- (5) 隣接土地一覧表(様式第2号)
- (6) 登記事項証明書
- (7) その他

※ 確定協議書の提出期限は立会日から1年です。

隣接土地一覧表

土地の所在地
 市 大字
 郡 町

字名	地番	地目	地積 (㎡)	所有権者	備考

令和 年 月 日

法務局備付けの情報と相違ありません。

調査員 _____ 印

(注)

- 1 登記簿のとおり記載すること
- 2 字名毎に、地番（および枝番）の順序に整理して記載すること。
- 3 官地の隣接土地のすべて、すなわち境界確定申請に、利害関係を有する土地について、申請者、申請者以外の者の所有地を含めて記載すること。なお、公図に記載のない土地の登記事項証明書が存在する可能性があるため、十分調査すること。
- 4 申請地番についても記載し、黄色で着色すること。
- 5 実測面積が明らかなものについては備考欄にその面積を記載すること。

委任状

道路管理者
河川管理者
砂防設備管理者
滋賀県知事

様

私儀
を代理人と相定め、

下記権限を委任いたします。

記

下記私所有の土地と官地（ ）との境界確定に関する
委任の範囲は次のとおりです。

土地の所在

市

郡

町

大字

字

番地先

ただし、申請および確定行為は除く

令和 年 月 日
住所
氏名



境界確定協議書

〇〇〇〇管理者滋賀県知事（以下「甲」という）と隣接土地所有者
（以下「乙」という）とは、境界に関し協議を遂げ、別添現況平面図に
表示された境界を確認のうえ同意する。

1 物件の表示

官 地
隣接土地

2 立会い年月日

令和 年 月 日

3 境界の位置

別添現況平面図記載のとおり

令和 年 月 日

甲 〇〇〇〇管理者
滋賀県知事

乙 隣接土地所有者

住 所

氏 名

(実印)

添 付 書 類

- (1) 印鑑証明書
- (2) 承諾書（様式第5号）
- (3) 位置図 1/2,500~1/10,000
- (4) 公図写し
- (5) 現況平面図 1/100~1/500
- (6) 横断図 1/50~1/100
- (7) 隣接土地一覧表（様式第2号）
- (8) 測量図等
- (9) 写真

様式第 5 号

官 民 境 界 確 定 承 諾 書

標記境界（別添現況平面図）に関し異議がありませんので、協議のととのった証として署名押印します。

境界確定協議済証明交付申請書	
令和 年 月 日	
〇〇〇〇管理者 滋賀県知事	様
申請者（住所）	
（氏名）	
実印	
[連絡先]	
下記官地と隣接地との境界に関し、下記のとおり協議済であることを証明願います。	
記	
物件の表示	官 地 隣接地
境界の位置	別添実測図記載のとおり
協議日付および番号	昭和／平成／令和 年 月 日 滋 第 号
確定協議書を所持していない理由	
1. 紛失 2. 複数人との（公共事業による）協議のため原本不所持	
3. 所有権移転に伴う引き継ぎ未了 4. その他（ ）	
証明書の使用目的	
1. 分筆登記申請の為 2. 建築・開発等許可申請の為 3. 境界確認の為	
4. その他（ ）	
上記のとおり相違ないことを証明する。	
滋 第 号 令和 年 月 日	
〇〇〇〇管理者 滋賀県知事	
印	

【添付書類】

1. 位置図（1/2, 500～1/10, 000）
 2. 申請箇所を明示（着色）した法務局備え付け図面、公図
 3. 申請者の当該所有地の登記事項証明書
（原本・申請箇所一筆につき一通）
 4. 申請者の印鑑証明書（法人においては資格・印鑑証明書）
 5. その他知事が必要と認めた書類（住所表示変更証明、地積測量図等）
- ※申請は、正・副1部ずつ提出のこと（正本のみ上記書類を添付）

様式第7号

公図訂正同意申請書				
令和 年 月 日				
〇〇〇〇管理者 滋賀県知事	様			
申請者（住所）				
（氏名）				
印				
[連絡先]				
<p>下記1の土地について、大津地方法務局 支局・出張所 備付公図の記載に誤りがみられたため、公図訂正を申請するにあたり、隣接土地所有者として同意していただきたく申請します。</p>				
記				
1. 公図訂正を行う土地の表示				
	市	大字	字	番地先
	郡	町		
地目	地積			
2. 隣接する官地				
施設名	道路	国道・県道	号・線	
	河川	一級河川	川	
	市	大字	字	番地先
	郡	町		
地目	地積			

【添付書類】

- ・知事が同意をする書類
- ・各隣接土地所有者およびその他利害関係人の同意書写し
- ・訂正前後の公図
- ・位置図
- ・隣接土地一覧表（様式第2号）
- ・枝番の土地の場合は分筆経過説明図
- ・その他知事が必要と認めた書類

境界立会申請書

令和 年 月 日

滋賀県知事

様

(申請者)

住 所

氏 名

申請個所	
隣接公共施設名	
証明を必要とする理由	1 官地に隣接する土地を分筆地積測量するため。 2 官地に隣接する土地において、家や工作物を建築するため。 3 宅地造成等で、官地に隣接する土地の形状を変更するため。
添付書類	1 位置図 (1/2, 500~1/10, 000) 2 申請箇所を明示 (着色) した 14 条地図の写し 3 登記事項証明書 (申請者所有地および公共物) 4 その他知事が必要と認める書類

立 会 証 明 書

- 1 土地の表示
(所在、地番)
(地目、地積)
- 2 土地所有者の住所、氏名

上記土地隣接土地の管理者として立会し、境界を確認したことを証明する。

記

- 1 官地の所在および財産名
- 2 立会年月日
令和 年 月 日
- 3 立会者の職氏名

令和 年 月 日

滋賀県知事

(注) 本書と別添図面に割印のないものは無効である。

○ 官民境界確定申請書 チェックリスト ※県に提出して頂く申請書の部数は1部です。

1. 官民境界確定申請書（様式第1号）

- 申請者住所 氏名 押印 申請土地の所在地
- 申請地に隣接する公共用財産の名称（例：県道 草津守山線・一級河川 葉山川）
- 申請地に隣接する公共用財産の地番（有番地の場合）
- 申請目的 連絡先（業者名 電話番号）

2. 位置図（縮尺 1/2,500 から 1/10,000 程度）

- 縮尺 方位 申請箇所の明示

3. 公図写

- 法務局備付の公図を転写（里道：赤 水路：青）
- 申請箇所を黄色に着色 申請線を赤色により明示
- 申請箇所が字界の場合は隣接公図も添付
- 方位・縮尺 確認者記名押印 確認日 ※申請日より3ヶ月以内であること
- 字界の場合は隣接字の公図
- 公図が複数枚になるときは合成公図（集合図）も作成し添付
※合成公図（集合図）だけではなく原図も添付のこと
- 市町名、大字、字

4. 地積測量図・土地所在図など

- 地積測量図 土地所在図
- ※分筆や土地改良などで参考となる図面が存在する場合はできる限り添付して下さい。

5. 現況平面図（縮尺 1/100～1/500）

- 縮尺 方位 各申請箇所・隣接箇所の地番および土地所有者名
- 測量者の資格・氏名・押印 申請者の主張する境界線を朱書きで表示
- 法定の道路、一級河川または砂防河川（砂防設備）の名称 公共用財産の地番（有番地の場合）
- 横断面の横断線 確定済みの境界線（緑線で表示 確定年月日 確定番号）

6. 横断図（縮尺 1/50～1/100）

- 縮尺 各地番
- 測量者の資格、氏名、押印
- 申請者の主張する境界線を朱書きで表示
- 作成した箇所の平面図への明示

7. 隣接土地一覧（様式第2号）

- 公共用財産（県道・一級河川など）に隣接する申請地と両隣
※現況および公図上での隣接関係で記載のこと
- 申請地番・所有者名を黄色に着色
- 市町名、大字、字
- 確認日 ※申請日より3ヶ月以内であること
- 調査者記名押印

8. 登記事項証明書（正本1部）

9. その他必要に応じて

- 戸籍謄本 相続関係図 遺産分割協議書
- 住民票 戸籍の付票 法人登記簿謄本 委任状（様式第3号）
- 申請者が制限行為能力者の法定代理人の場合はそれを証するもの（成年後見登記制度の登記事項証明書等）
- 法定代理人の権限が確認できるもの 必要に応じて確定地写真に確定線を明示

* 書類作成要領

- ・番号順に綴じて下さい。
- ・縮尺を記載通りに合わせて下さい

○境界確定協議書 チェックリスト ※県に提出して頂く部数は2部（正本・副本）です。

1. 境界確定協議書（様式第4号）

糊付け 袋とじ 表裏に申請者が実印で割印 公共用財産名 公共用財産の地番 隣接土地
立会日 一部確定の有無（原則しない） 申請者住所 申請者氏名 実印で押印

2. 印鑑証明書

正本1部、副本には写（法人は資格証明書も必要）（公共事業の場合は省略できる）

※貼付用台紙を綴じておき、承諾印が全て集まってから貼付するのが望ましい。

3. 官民境界確定承諾書（様式第5号）

承諾者の住所 自筆で氏名 認印で押印（法人は原則として代表者印）
自治会長職印（隣接自治会長職印 水利組合長、農業組合長、土地改良区長等職印 市町担当者氏名・押印）
※ 土木事務所記入 土木事務所立会職員氏名・押印

4. 位置図

申請箇所に着色（黄色） 縮尺 方位

5. 公図写

公図と同様に着色 ※法務局備付の通りにする。
申請箇所を着色（黄色） 申請箇所が字界の場合は、隣接図及び合成図を添付
市・字名 方位（縮尺） 確認日（3ヶ月以内） 確認者記名押印

6. 現況平面図

縮尺 方位 各地番 土地所有者名 法定道路・河川の名称 横断図の横断線
境界線を朱書きし、「官民境界確定線」と明示
既確定の官民境界線を明示（緑線を表示 確定年月日 確定番号）
境界杭や引照点等の詳細の明示 各測点名 各測点距離 測量者資格 測量者氏名 測量者押印
※各測点図添付の場合は、平面図記入は省略可

7. 横断図

縮尺 境界線を朱書きし、「官民境界確定線」と明示 地番 構造物等からの距離 既確定線（緑色）
測量者資格 測量者氏名 測量者押印

8. 隣接土地一覧表（様式第2号）

申請地の両隣 有地番の公有地 市・字名
申請地番、申請者名に着色（黄色） 確認日（3ヶ月以内） 調査者記名押印

9. 測点図

各点間距離 各測点名 座標リスト 境界標の種別（鉾・プレート・コン杭） 官民境界線朱書き
基準点網図（公共座標の時）

10. 写真（必要に応じて）

境界杭等の写真 引照点の写真 必要に応じて確定地写真に確定線を明示

11. その他（必要な場合のみ添付）

土地の全部事項証明書 ※申請地の所有者が申請時と異なる場合。
地元古図・幅帳 理由書 確約書 戸籍謄本（確認後返却のこと） 相続関係図

*書類作成要領

- ・番号順に綴じる。
- ・図面記載の縮尺に一致しない拡大・縮小は行わない。